

資 料 目 次

第 2 回 検討小委員会 (R 8 . 9 . 14)

項番	資 料 名	頁
1	特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書 労働者代表 意見（福井県電気機械器具製造業（略称））	1
2	特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書 使用者代表 意見（福井県電気機械器具製造業（略称））	7

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

企業名(組合名)	
所在地	
担当者	
労働者数 (個別企業)	・労働者数 _____ 人 ・うち非正規労働者の割合(数) _____ 割・人 ・男性 _____ 人 (18歳未満 _____ 人、65歳以上 _____ 人) ・女性 _____ 人 (18歳未満 _____ 人、65歳以上 _____ 人)
加盟事業場数等	・加盟事業場数 <u>8社</u> ・加盟事業場の労働者数(全体) <u>7,271名</u>

1 労使の別(該当箇所をチェック) ☒ 労働者代表意見 ☐ 使用者代表意見

2 関連する特定最低賃金

- ☐ 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業
☐ 繊維機械、金属加工機械製造業
☒ 電気機械器具製造業(略称)
☐ 百貨店、総合スーパー

3 事業内容

[Redacted]

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する御意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) ☒ 有 ☐ 無

② 理由・背景等

(記載にあたっては別記を踏まえご記入願います。不足する場合は別紙に記入願います。)

別添資料のとおり(当日配布予定)

※上記に記載された内容は、最低賃金審議会資料としての「公開原則」が適用されますのでご注意ください。企業名(組合名)、所在地、担当者、事業内容は個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください。

理由・背景等の記載に当たってのお願い

<はじめに>

地域別最低賃金は全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであるのに対し、特定最低賃金は、特定の産業又は職業について、関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乗せをするものです。関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定されます。今般、福井地方最低賃金審議会において、本年度の特定最低賃金の改正の必要性を審議するため、当該産業の実態把握を行っていますので、御協力をお願いします。

<御留意いただきたい点>

記載に当たっては、**できる限り業界全体**としての意見を含め御記入願います。また、できる限り以下の項目についても分かる範囲で御記入願います。

- 1 企業内最低賃金額(労働協約額)
- 2 企業内最低賃金の決め方(例、他企業の賃金水準、労働生産性、春季賃金妥結状況、最低賃金等)
- 3 労働生産性(労働分配率でも可)の状況
- 4 「原材料費」「エネルギーコスト」「労務費」に対する価格転嫁や取引条件の適正化の状況
- 5 最近の賃上げへの対応状況、賃上げの状況に対する率直な御意見
- 6 最低賃金・賃金の引上げを支援する各種助成金制度(業務改善助成金、キャリアアップ助成金等)の利用状況
- 7 特定最低賃金の設定に対する率直な御意見(業界の企業全体にとって良い影響が期待できる等)
- 8 その他、福井地方最低賃金審議会、福井労働局への御意見、御要望

【特賃審議会】福井県の電機産業について

労働者側代表 岡本啓史（電機連合）

1. 労働協約締結率

※「第529回参考資料 48～49」参照

労働協約締結率 74.8% (=7,198 名 / 9,613 名) での改正申出であることを重く受け止め、特定最賃改正により、電機産業の未組織労働者へ賃上げ効果を波及させる必要がある。

特定最賃の水準を企業内最低賃金協定の水準に引き上げることににより、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消につながり、同一価値労働同一賃金の観点からも重要な役割を果たす。

2. 電機産業の重要性と将来性

電機産業は、日本における主要産業であり、高品質なモノづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化実現への貢献や人手不足が深刻化する中で DX や AI などの技術を活用したサービスの効率的な提供が求められるなど、産業として更なる社会貢献が期待されている。

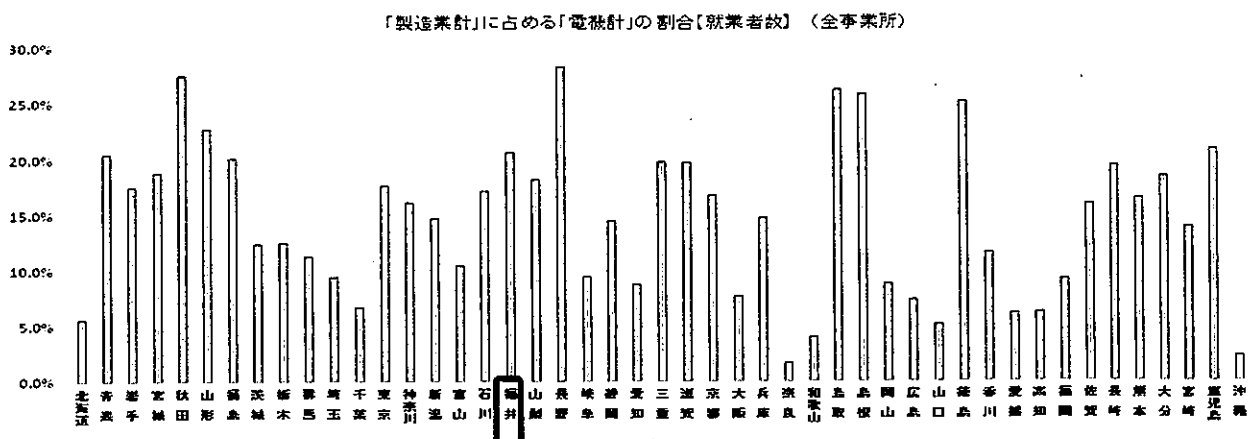
① 電機産業の重要性

電機産業は、雇用者数、生産額、出荷額などにおいて他産業と比較して非常にウェイトが高く、福井県の経済における重要な役割を担っている。

政府統計を見ると、電機産業の「従業員数」は、全国平均で製造業の約13%を占めており、福井県では20%を超え、全国の上位8番目となっている。「生産額」では、電機産業は、福井県の製造業計に占める割合が30%超、「付加価値額」では35%超となっており、全国の上位5～6番目となっている。

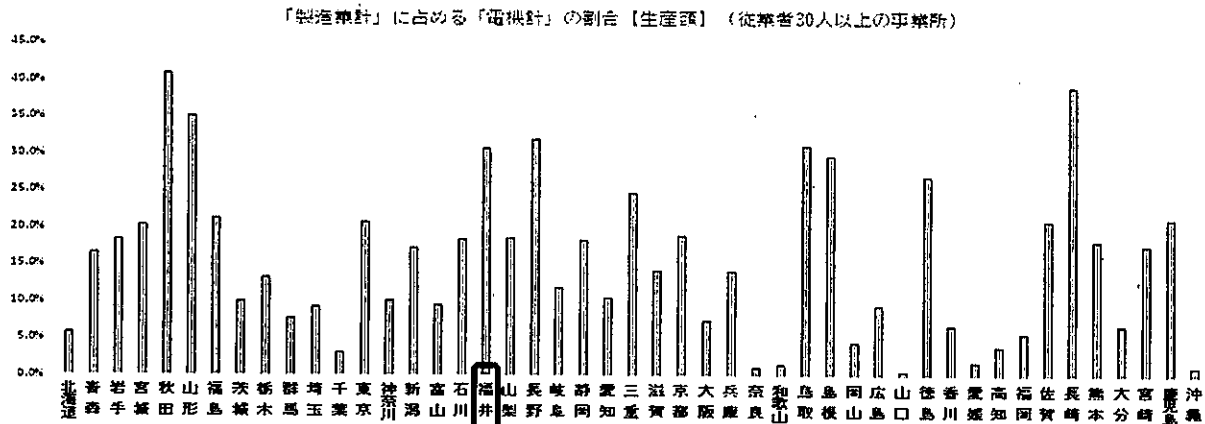
これらのことから、福井県における電機産業は、「従業員数」「出荷額」「付加価値額」の全てにおいて優位性があり、主要な産業であると言える。

地域における電機産業の重要性（従業員数：全事業所）



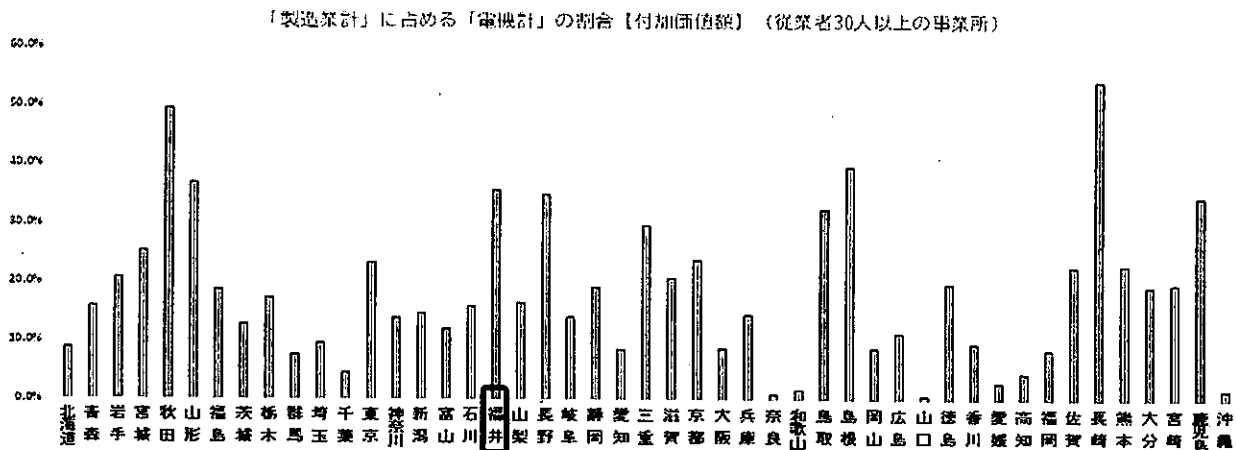
出所) 2025年経済構造実態調査 製造業事業所調査「地域別」統計表データ(2026年7月29日公表)

地域における電機産業の重要性 (生産額：30人以上の事業所)



出所)2025年経済構造実態調査 製造業事業所調査 「地域別」統計表データ(2026年7月29日公表)

地域における電機産業の重要性 (付加価値額：30人以上の事業所)



出所)2025年経済構造実態調査 製造業事業所調査 「地域別」統計表データ(2026年7月29日公表)

②人材確保・定着の観点

電機産業は、AI・グリーントランスフォーメーションなどのさらなる発展と日本経済・地域経済のけん引役が期待されている。電機産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも特定最賃を電機産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要である。

3. 公正競争確保と価格転嫁

電機産業はすそ野が広く、幅広い企業に関わるサプライチェーン構造を有しているため、賃金水準や取引条件は産業全体に波及しやすく、公正競争を確保する観点から特定最低賃金の役割は極めて重要である。

①公正競争の確保

特定最低賃金は、公正な価格形成の基盤(企業が価格競争を行う際に、労働者の賃金を過度に引き下げることで安売り競争をすることを防ぐ役割)である。日本電機工業会(JEMA)、電子情報技術産業協会(JEITA)、情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)は、「適正取引の推進とパートナーとの価格協創に向けた自主行動計画」をそれぞれ策定している。また、「未来をひらくパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが構築され、2026年6月時点で95,966社が登録している。

②最低賃金の上昇による労務費の適切な価格転嫁

2023年11月29日に内閣官房および公正取引委員会にて策定された「労務費の適切な価格転嫁のた

めの価格交渉に関する指針」では、価格交渉における労務費上昇の理由の説明や根拠資料として「都道府県別の最低賃金やその上昇率」を挙げており、発注者に対して「これを合理的な根拠があるものとして尊重すること」を求めている。特定最低賃金を引き上げ、適切に価格転嫁することで電機産業の持続的な成長につなげていくべきである。

労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針（抜粋）

第2 事業者が採るべき行動/事業者に求められる行動

1 発注者として採るべき行動/求められる行動

★発注者としての行動③

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提供を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示・希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例）

- 都道府県別の最低賃金やその上昇率
- 春季労使交渉の妥結額やその上昇率
- 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率
- 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃

電機連合の「付加価値の適正循環（価格転嫁）の状況に関する調査」（2025年9月実施）では、昨年度調査と比較して、原材料費、エネルギー費、労務費、輸送費の全ての分野においてコスト上昇分への価格転嫁は7割前後まで進んでいるものの、未だに十分とは言えない状況である。

価格転嫁は、受注企業がエビデンスを用いて交渉を持ち掛けることが有効であるため、政府・自治体・省庁などのガイドラインや要求の根拠となる指標の積極的な活用をしていくことが必要である。

4. 特定最低賃金の水準、引上げ額

特定最低賃金は、年齢（18歳未満、65歳以上は除外）や業務（主として軽易な業務に従事する者や技能実習中の者を除く）を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金であり、都道府県の全ての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なる。そのため、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠である。

①生産性に見合った水準

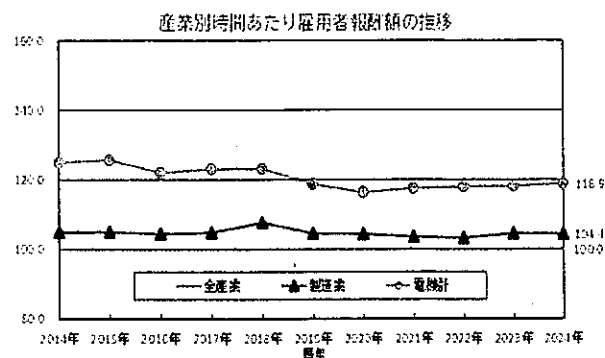
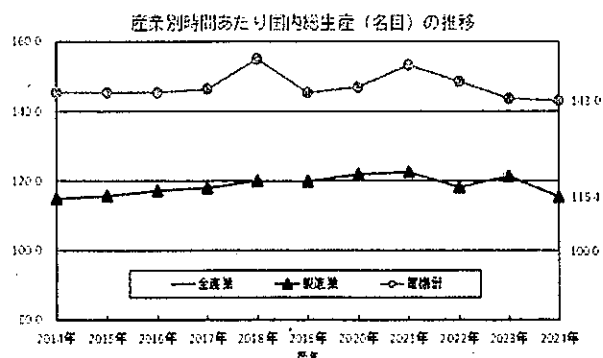
電機産業は、全産業平均を上回る付加価値（国内総生産）を有しており、特定最低賃金を電機産業にふさわしい水準に引き上げていくことは非常に重要である。

マクロベースで労働時間あたりの付加価値（国内総生産）をみると、全産業と比べて約46%、製造業と比べて約23%上回っている。雇用者報酬額をみると、全産業と比べて約19%、製造業と比べて約14%上回っている。

全産業における電機産業の生産性

出所

「2024年度（令和6年度）国民経済計算年次推計」（2025年12月23日）



②福井県内の電機連合加盟7社の企業内最低賃金 ※「第529回参考資料45」参照

電機連合では、産業別最低賃金(18歳見合い)を高卒初任給の水準と同じにする取り組みを推進しており、2026年春闘では「産業別最低賃金(18歳見合い)」は月213,000円(時間額1,380円)となり、これを目標に計画的に水準の改善を図っている。

福井県内の電機連合に加盟する労働協約締結7社においては、2026年春闘の結果、6社が月213,000~221,300円(時間額1,274~1,410円)、1社が月203,000円(時間額1,253円)となっている。電機産業で働く労働者の入口賃金として相応しい水準に改善を進めることができおり、電機産業の未組織労働者へ賃上げ効果を波及させる必要がある

以上のことから、電気機械器具最低賃金については、賃金の改定が「必要」です。

以上

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

企業名(組合名)	
所在地	
担当者	
労働者数 (個別企業)	・ 労働者数 <u> 393人 </u> ・ うち非正規労働者の割合(数) <u> 219人 </u> ・ 男性 <u> 243人 </u> (18歳未満 <u> 0人 </u> 、65歳以上 <u> 5人 </u>) ・ 女性 <u> 150人 </u> (18歳未満 <u> 0人 </u> 、65歳以上 <u> 5人 </u>)
加盟事業場数等	・ 加盟事業場数 <u> 社 </u> ・ 加盟事業場の労働者数(全体) <u> 名 </u>

- 1 労使の別(該当箇所をチェック) ☐ 労働者代表意見 ☒ 使用者代表意見

2 関連する特定最低賃金

- ☐ 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業
☐ 繊維機械、金属加工機械製造業
☒ 電気機械器具製造業(略称)
☐ 百貨店、総合スーパー

3 事業内容

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する御意見

- ① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) ☐ 有 ☒ 無

② 理由・背景等

(記載にあたっては別記を踏まえご記入願います。不足する場合は別紙に記入願います。)

- 1 企業内最低賃金額 1,053円

- 2 企業内最低賃金の決め方 県の最低賃金を適用

- 3 労働生産性(労働分配率でも可)の状況 合理化、改善により微良化

- 4 「原材料費」「エネルギーコスト」「労務費」に対する価格転嫁や取引条件の適正化の状況 60%程度しか転嫁できていない

県内企業の価格転嫁率は2026年2月で45%と半分にも届いていない。

取引相手は大企業であることが多く、厳しい状況である。

5 最近の賃上げへの対応状況、賃上げの状況に対する率直な御意見

最賃は毎年 5%を越える上昇となっている。企業はそれに社会保険負担が加わり実質 7%近い負担となっている。

最賃上昇に伴い県内の賃金アップ率は 2 年連続で 4%を越えていて、中小企業には負担がかなり高い。

事業継続の為に、賃金アップは 3%台が望ましいと考える。

6 最低賃金 ・ 賃金の引上げを支援する各種助成金制度(業務改善助成金、キャリアアップ助成金等)の利用状況 キャリアアップ 助成金を利用している

7 特定最低賃金の設定に対する率直な御意見(業界の企業全体にとって良い影響が期待できる等)

県内には 50 人以下の小企業が多く、社会保険の負担増も大きい。

5%を越える最賃アップが行われる中で、それを越える設定は困難である。

組合のある企業の意向を、非組合員の中小にまで広げる必要は無い。

地域別最賃に一本化しても何ら問題は無い。

そもそも今の時代に産業別に最賃を決める必要があるのか疑問である。

スタート時の時給はどの産業でも同じでいいのではないか。

重要なのはキャリア形成による上昇率であると考えます。

8 その他、福井地方最低賃金審議会、福井労働局への御意見、御要望

※上記に記載された内容は、最低賃金審議会資料としての「公開原則」が適用されますのでご注意ください。企業名(組合名)、所在地、担当者、事業内容は個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください。

理由・背景等の記載に当たってのお願い

<はじめに>

地域別最低賃金は全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであるのに対し、特定最低賃金は、特定の産業又は職業について、関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乗せをするものです。関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定されます。今般、福井地方最低賃金審議会において、本年度の特定最低賃金の改正の必要性を審議するため、当該産業の実態把握を行っていますので、御協力をお願いします。

<御留意いただきたい点>

記載に当たっては、**できる限り業界全体**としての意見を含め御記入願います。また、できる限り以下の項目についても分かる範囲で御記入願います。

- 1 企業内最低賃金額(労働協約額)
- 2 企業内最低賃金の決め方(例、他企業の賃金水準、労働生産性、春季賃金妥結状況、最低賃金等)
- 3 労働生産性(労働分配率でも可)の状況
- 4 「原材料費」「エネルギーコスト」「労務費」に対する価格転嫁や取引条件の適正化の状況
- 5 最近の賃上げへの対応状況、賃上げの状況に対する率直な御意見
- 6 最低賃金・賃金の引上げを支援する各種助成金制度(業務改善助成金、キャリアアップ助成金等)の利用状況
- 7 特定最低賃金の設定に対する率直な御意見(業界の企業全体にとって良い影響が期待できる等)
- 8 その他、福井地方最低賃金審議会、福井労働局への御意見、御要望



本件照会先

鷲崎 康弘（支店長）
帝国データバンク
福井支店
0776-24-1058
info.fukui@mail.tdb.co.jp

発表日

2026/03/31

価格転嫁率、価格交渉有無 全国よりも高い傾向

価格決定権の弱い企業や業種でも粘り強い価格交渉を実施

福井県・価格転嫁に関する実態調査(2026年2月)

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

SUMMARY

2月調査時点で、福井県の企業がコスト上昇を販売価格にどの程度上乗せできたかを示す価格転嫁率は45.3%となった。4割台にとどまったものの、前回より7.3ポイント回復しており、かつ全国平均(42.1%)よりも高い水準となった。また、全国と比べて、中小企業や小規模企業で仕入れ先や販売先と価格交渉を実施したと回答する割合の水準が高いのが特徴であり、企業からの声を集約すれば、価格交渉を丁寧に粘り強く進めることで、価格転嫁は不十分ながらも一定の成果を出している様子が窺えた。

※株式会社帝国データバンクは、全国2万3,568社を対象に、「価格転嫁」に関するアンケート調査を実施した。なお、価格転嫁に

関する実態調査は、前回2025年7月に実施し、今回で7回目

調査期間:2026年2月13日～2月28日(インターネット調査)

調査対象:全国2万3,568社、有効回答企業数は1万416社(回答率44.2%)、福井県は97社

価格転嫁率は 45.3%、再び 4 割台に回復

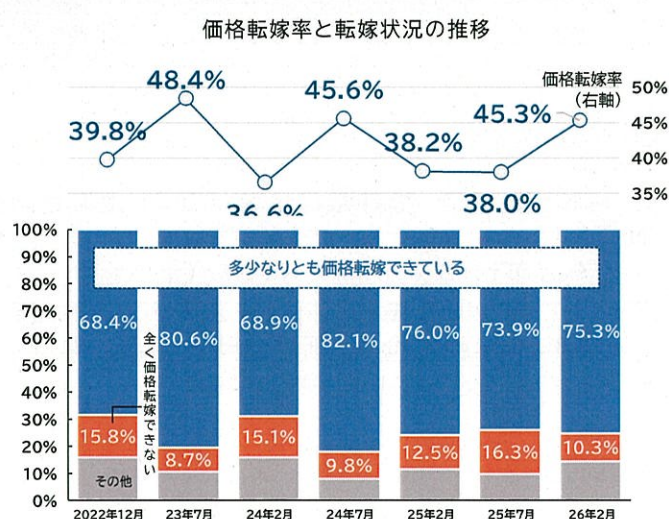
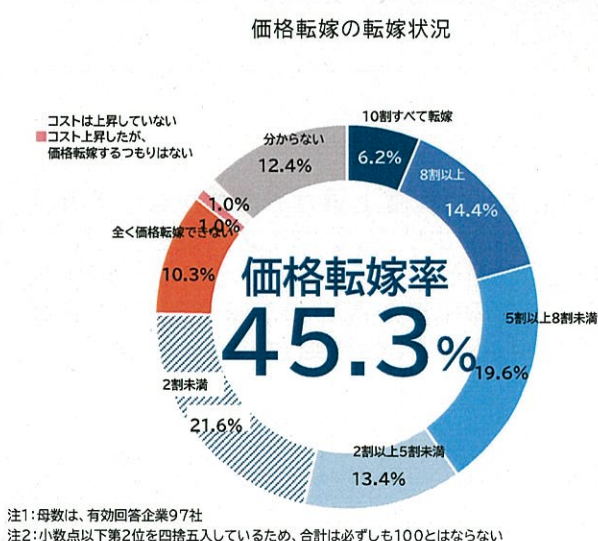
自社の主な商品・サービスにおいて、コストの上昇分を販売価格やサービス料金にどの程度転嫁できているかを尋ねたところ、コストの上昇分に対して『多少なりとも価格転嫁できている』と回答した企業は 75.3%となり、前回調査(2025 年 7 月)から 1.4 ポイント上昇した。

内訳をみると、「全く価格転嫁できていない」が 10.3%(前回 16.3%)、「2 割未満」が 21.6%(同 23.9%)、「2 割以上 5 割未満」が 13.4%(同 16.3%)と、価格転嫁に苦戦している割合が全体の 45.3%(同 56.5%)を占めたが、前回よりも減少した。一方、「10 割すべて転嫁」が 6.2%(同 2.2%)、「8 割以上」が 14.4%(同 14.1%)、「5 割以上 8 割未満」が 19.6%(17.4%)と、全て価格転嫁あるいは一定の成果を得ている割合が 40.2%(前回 33.7%)を占め、前回よりも増加した。

県内企業からは、「値上げするたびに価格競争にさらされるが、値上げ根拠を詳しく説明して理解していただくしか方法がない」(その他の卸売業、8 割以上)、「物流費が上がっているため、販売先にはある程度の値上げは認めてもらうが、仕入れ先からの値上げを全部は転嫁できない」(機械・器具卸売業、5 割以上 8 割未満)、「オンリーワン・ナンバーワンの技術を持っていないと厳しい」(繊維製造、2 割以上 5 割未満)といった声が寄せられた。

また、コスト上昇分に対する販売価格への転嫁度合いを示す「価格転嫁率¹」は 45.3%だった。これはコストが 100 円上昇した場合に 45.3 円しか販売価格に反映できず、残りの約 5 割強を企業が負担していることを示している。前回調査(価格転嫁率 38.0%)と比較すると 7.3 ポイント上昇しており、2024 年 7 月調査(45.6%)ぶりに 4 割を上回った。

価格転嫁の状況と価格転嫁率の推移



1 価格転嫁率は、各選択肢の中間値に各回答者数を乗じ加算したものから全回答者数で除したもの(ただし、「コスト上昇したが、価格転嫁するつもりはない」「コストは上昇していない」「分からない」は除く)

特定最低賃金が必要とされるのは、地域別最低賃金だけでは産業ごとの実情を十分に反映しにくいからである。

産業によって求められる技能や責任、賃金水準は異なるため、一律の基準だけでは適切な最低ラインにならない場合がある。

そこで特定最低賃金を設けることで、低賃金競争を防ぎ、労働者の賃金を守りつつ、産業内の公正な競争を保つ役割が期待されている。

制度の基本構造は厚生労働省の最低賃金制度案内で示されている。